

神奈川県認定こども園の要件に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、条例に定める要件の取扱いについてこの取扱基準に定める。

2 認定こども園の認定に際しては、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健やかな育ち並びに保護者及び地域の子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、条例及びこの取扱基準を運用するものとする。

(職員配置)

第2条 条例第2条第4号アに規定する保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、次の式により利用時間別に子どもの数を年齢ごとの配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} = & (\text{満1歳未満の園児} \times 1/3) \\ & + (\text{満1歳以上満3歳未満の園児} \times 1/6) \\ & + (\text{満3歳以上満4歳未満の園児} \times 1/20) \\ & + (\text{満4歳以上の園児} \times 1/30) \end{aligned}$$

2 条例第2条第4号イに規定する幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもとは、教育及び保育時間相当利用児と共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）のみ利用する子どものことをいう。また、教育及び保育時間相当利用児とは共通利用時間終了後に引き続き施設を利用する子どものことをいう。

(職員資格)

第3条 条例第2条第5号イ但し書きの規定に規定する学級担任について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士登録を受けている者であって、児童福祉施設等における保育の実務経験が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、学級担任とすることができる。ただし、学級担任数の3分の1を超えることはできない。

2 条例第2条第5号イ但し書きの規定に規定する満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者について、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とするのが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者であって、幼稚園における教育の実務経験等が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とする事ができる。ただし、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の数の3分の2を超えることはできない。

- 3 前2項の規定により学級担任等を置く場合においても、認定こども園の長は、必要な資格を有する職員を置くように努めなければならない。

(施設設備)

第4条 条例第2条第6号イの保育室又は遊戯室は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、条例に定める面積基準を満たしていること。

- 2 条例第2条第6号エに規定する屋外遊戯場について、建物等と同一の又は隣接する敷地の外の付近にある適当な場所に代える場合、次の各号及び第6項第2号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 当該屋外遊戯場の形状、設備等に危険性がなく、子どもが安全に利用できる場所であること。

(2) 共通利用時間において、日常的に利用が可能な場所であること

(3) 当該認定こども園から乳幼児同伴で徒歩10分程度の距離にあること。

- 3 条例第2条第6号カについては、次の基準に適合していること。

(1) 乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）は、有効面積が条例又は次号に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとするができる。

(2) 乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。

- 4 条例第2条第6号アからカに定める施設設備のほか、必要な数の便所をおくこと。また、便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画され、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

- 5 建物等の2階以上に保育室を設置する場合、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添認可外保育施設指導監督基準4「保育室を2階以上に設ける場合の条件」を満たすこと。

- 6 条例第3条第3号に規定する建物等について、次の各号に掲げる要件を満たす場合、同一の又は隣接する敷地内にあることを要しない。

(1) 当該建物等が移動時間片道おおむね10分以内の距離に位置し、認定こども園としての一体的な教育又は保育の提供が可能なこと。

(2) 当該建物等が前号に掲げる距離に位置する場合、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、子どもの移動の際に複数の職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。

イ 専用のバス等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、子どもの移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。

(教育又は保育の内容)

第5条 条例第2条第7号に規定する教育又は保育の内容については、次の各号に掲げる事項が達成されるよう指導計画及び活動計画等を策定しなければならない。

(1) 教育又は保育は、その対象となるすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならないため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、次のアからカまでに掲げる幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)の目標が達成されるように教育又は保育を提供しなければならない。

また、この教育又は保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育又は保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

(2) 前号に掲げる教育又は保育の基本及び目標に加え、教育又は保育は、次に掲げる事項について、認定こども園として特に配慮しなければならない。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育又は保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育又は保育の内容やその展開について工夫をすること。

ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実施する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施

すること。

- (3) 教育及び保育については、前号に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標・理念や運営の方針を明確にしなければならない。また、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもと教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。

エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

- (4) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育又は保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育又は保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育又は保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育又は保育の環境を創造すること。

- (5) 日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

- イ 子どもの発達個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。
- ウ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育又は保育に従事する者の指導等の工夫をすること。
- オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- ク 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育又は保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。
- (6) 次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。
- ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育又は保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- イ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- ウ すべての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深

めること。

(保育者の資質向上等)

第6条 条例第2条第5号及び第8号に規定する保育者の資質向上等について、次に掲げる点に留意して、資質向上等を図らなければならない。

- (1) 子どもの教育又は保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育又は保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
- (5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

2 子どもの教育又は保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状を保有し、かつ、保育士登録を受けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第7条 条例第2条第9号に規定する子育て支援事業について、別表に掲げる各事業で第2条第4号に掲げる事業を除いたものうち少なくとも1以上の事業を実施しなければならない。

2 子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- (2) 子どもの教育又は保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

3 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、認定こども園は、子育て支援に係る事業計画を策定しなくてはならない。

(管理運営等)

第8条 認定こども園には、次の各号に掲げる要件のうち一以上を満たす認定こども園の長を一人置くこと。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 20 条、第 21 条又は第 22 条に規定する校長の資格を有する者
- (2) 児童福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者
- 2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき 8 時間を原則とし、その地域における子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。また、認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育又は保育を適切に提供できるよう、市町村長の意見を聴き、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 3 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 4 法令等に基づく施設設備等の安全にかかる点検等を年 1 回以上実施し特段の不備のないこと。
- 5 子どもの健康診断を年に 1 回以上実施しなければならない。
- 6 条例第 2 条第 10 号キの規定により当該認定こども園の満 3 歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合、次の各号に掲げる要件を満たすことを受託者との契約書及び計画書等により明らかにしなければならない。なお、認定こども園を構成する幼稚園に在籍する子どもの保護者の希望がある場合、保護者が子どもに提供した食事をもって認定こども園が提供する食事に代えることができる。
 - (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。
- 7 条例第 2 条第 10 号クに規定する補償のため、適切な保険又は共済制度等により体制を整えなければならない。
- 8 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(財務)

第9条 財務内容については、条例第2条各号に定める基準を満たし、安定的、継続的運営を確保できる適正なものでなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年12月28日から施行する。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 条例附則第2項及び第5項に規定する「知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項第9号に規定する家庭的保育者

(2) 知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの地域型保育を修了した者

3 条例附則第6項に規定する「同表の右欄に掲げる者の総数」は、各時間帯において条例第2条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならないこととする。

附 則

この基準は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

子育て支援事業		要件	事業例
就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）第2条	第1号に掲げる事業	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ○1週間につき3日以上実施すること。 ○原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。 ○利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域開放事業（県・地域開放推進費補助事業）のうち左記要件を満たしたもの ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記要件に該当する事業
	第2号に掲げる事業	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ○すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。 ○原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・乳児家庭全戸訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業） ・養育支援訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）
	第3号に掲げる事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業 ○すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・一時預かり事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業。ただし、在園児のみの場合を除く）
	第4号に掲げる事業	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業	左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当するもの
	第5号に掲げる事業	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業	左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当する事業